

事前予約制 門司税務署からのお知らせ

## 源泉徴収義務者向け 所得税定額減税制度説明会のご案内



### 定額減税ってどんな制度!?

- 令和6年6月以降の給与から源泉徴収される所得税から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき3万円を減税 ※令和6年分の所得税に適用
- 6月に減税しきれなかった場合には翌月以降の税額から順次減税
- 合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）を超える所得者は減税の対象外  
注：定額減税は、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合に実施されます

- 税務署では、次のとおり説明会を開催します

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和6年3月28日(木)	10:00~11:00(60分) 13:30~14:30(60分)	各100名	毎日西部会館9階ホール (北九州市小倉北区紺屋町13-1) ※小倉・八幡・門司・若松・行橋の5署共同開催
令和6年4月25日(木)	10:00~11:00(60分) 14:00~15:00(60分)	各30名	門司税務署 会議室 (北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎1階)
令和6年5月24日(金)	10:00~11:00(60分) 14:00~15:00(60分)	各30名	門司税務署 会議室 (北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎1階)

- ※1 説明会は事前予約制です。  
参加をご希望の方は、税務署の法人課税部門窓口又は右下の事前予約先まで電話で予約してください。  
なお、LINEアプリからも予約できます。  
詳しくは、定額減税特設サイトをご確認ください。
- ※2 定員に達した場合は、ご参加いただけません。
- ※3 説明会の日程は随時更新しています。  
最新版は国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

#### 事前予約（問合せ）先

門司税務署法人課税部門  
TEL: 093-321-5834(内線8212)  
源泉担当

自動音声案内により案内していますので、「2」を選択（プッシュ又はダイヤル）してください。

### 定額減税特設サイトもご確認ください!

特設サイトでは、制度周知用パンフレットやQ & A（随時更新）等を掲載しています。

また、当説明会で使用する制度解説動画については準備が整い次第特設サイトに掲載されますので、ぜひご利用ください。



定額減税特設サイト

